

令和2年3月25日
中日本高速道路株式会社

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名

エースコンサルタント株式会社(北海道札幌市中央区南一条西11-327-8)[1000016182]

2. 資格登録停止措置の期間

令和2年3月25日～令和2年4月7日(2週間)

3. 資格登録停止措置の地域

地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域

4. 事実概要

当該有資格業者は、「東海北陸自動車道他 諸設備詳細設計」(名古屋支社発注)において、業務体制の確保が困難であることを理由に、契約書に定める完了期日を徒過し、履行遅滞を生じさせたものである。

5. 資格停止措置理由

有資格業者である上記の事業者が、契約書に定める完了期日を徒過し、履行遅滞を生じさせたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第4号(契約違反)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表11>

措置要件	期間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、会社の発注に係る工事・調査等の施工に当たり、契約に違反し、工事・調査等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上4月以内

○問合せ先

中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)